

## 4-1 浄化槽は維持管理が重要とされていますが、何故ですか。

### 1 維持管理の必要性

どんなに優れた機能を有する機械や設備であっても、その機能を確保するためには適正な維持管理が不可欠であり、特に、装置が複雑で技術的に高度な仕組みになればなるほど、維持管理の重要性は増加します。

浄化槽は、主に槽内の微生物の働きによりし尿や生活雑排水を浄化する設備ですから、微生物が働きやすい状態を常に保つためには、浄化槽の使い方や維持管理に十分に留意する必要があります。

### 2 維持管理の内容

浄化槽に必要な維持管理としては、一般的に、保守点検、清掃そして法定検査（7条・11条検査）の3つが挙げられます。

#### (1) 保守点検

保守点検とは、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいいます。

#### (2) 清掃

清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥やスカムを槽外へ引き出し、付属装置や機械類を洗ったり、掃除したりする作業をいいます。

#### (3) 法定検査

法定検査は、①設置後の水質検査（7条検査）と②年1回の定期検査（11条検査）の2種類があります。

7条検査は、設置工事が適正に行われ、浄化槽本来の機能を発揮しているか否かを確認するためのものです。また、11条検査は、浄化槽の保守点検や清掃といった維持管理が適正に行われているか否かを判断するためのものです。

### 3 使用に関する準則

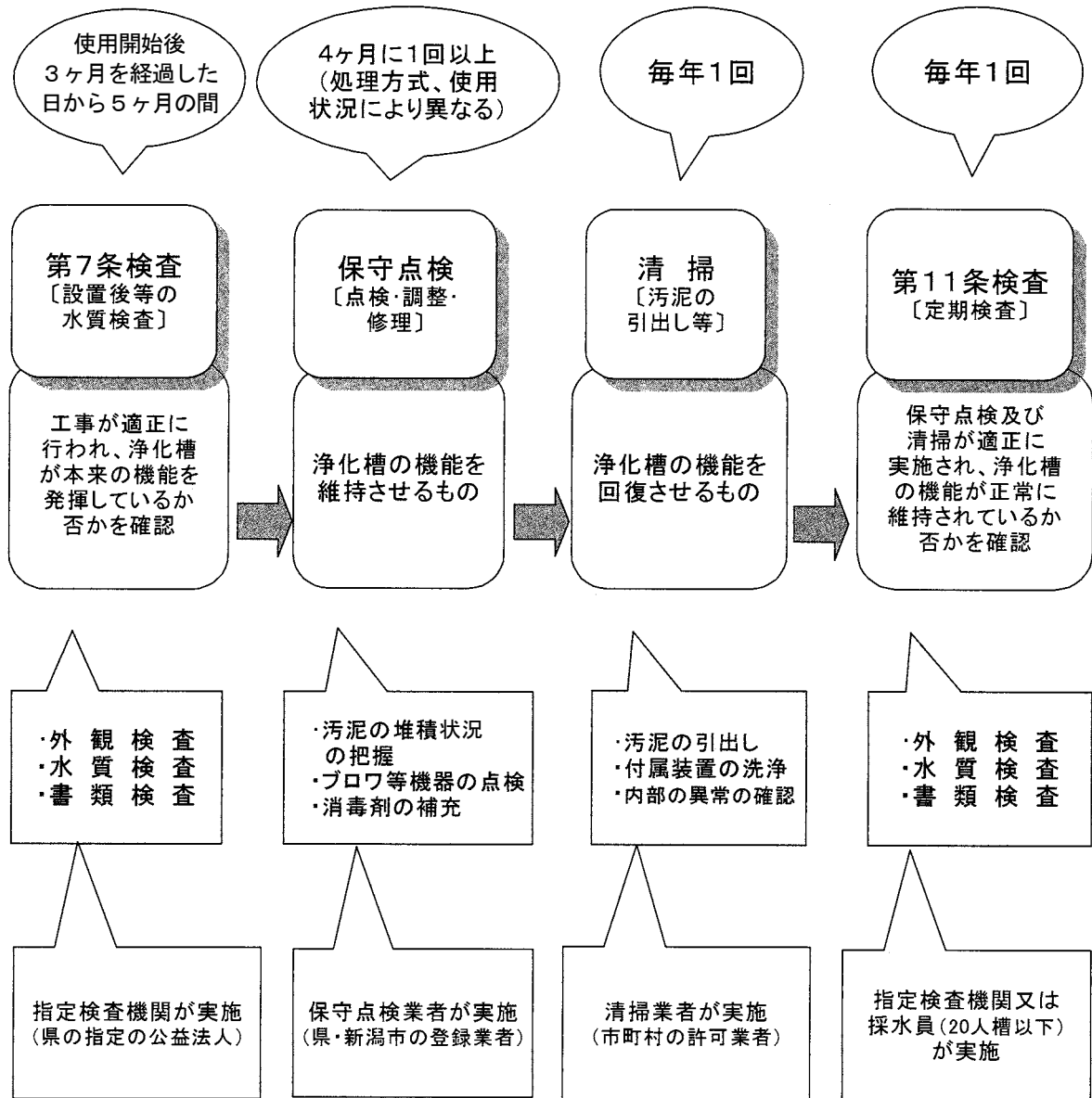
上記2の制度で浄化槽の適正な維持管理を担保するとともに、浄化槽法第3条第3項において、浄化槽を使用する人は環境省令に定める「浄化槽の使用に関する準則」を遵守することが義務づけられています。

具体的な内容については、

p.12を参照してください。



## 浄化槽の維持管理の種類とその内容



浄化槽は微生物の働きで汚水を  
処理する設備ですから、適正な維  
持管理の徹底が重要です。